

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務			
	<p>個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)は、住民サービスの原資として地方公共団体の予算の柱をなすものであり、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又はその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、越谷市税条例等に基づき課税資料の収集び調査を行い賦課をする。(別添1を参照)</p> <p>納税義務者:1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者。</p> <p>課税客体:前年中の所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税を賦課するにあたり、前年収入を把握するため次の資料の収集整理を行う。 ①給与支払報告書 ②年金支払報告書 ③確定申告書 ④市民税・県民税申告書 ・各資料を個人毎に特定し合算して各個人の所得と控除を確定し課税の計算を行う。 ・課税計算に基づき税額の通知を行う。 ・法令に基づく地方税関係情報の提供及び照会を行う。 ・個人住民税の減免申請を受理し決定してその通知を行う。 			
②事務の内容 ※				
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢>	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	個人住民税システム			
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各種課税資料のイメージ管理 ・課税資料のデータ化支援 ・課税資料の個人合算処理 ・個人住民税の賦課決定及び更正処理 ・課税台帳の管理 ・個人住民税の調定表の作成 ・給与特別徴収税額通知書、納税通知書の作成 ・情報提供ネットワークシステムによる照会 ・情報提供ネットワークシステムへの提供情報作成 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

システム2~5

システム2				
①システムの名称	税宛名システム			
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名情報の登録、照会、更新 ・住登外宛名の登録、照会、更新 ・納税管理人・相続人代表者の登録、照会、更新 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する等の機能がある。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 <p>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ ③審査システム(eLTAX)には、次の機能がある。 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 債却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、債却資産申告書等を受領する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 宛名番号付番機能 <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 宛名情報等管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバー連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 各事務システム連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[○] その他 (中間サーバー)	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有するシステムである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各業務システム接続機能 ・中間サーバーと各業務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下「既存住民システム」という。)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ()

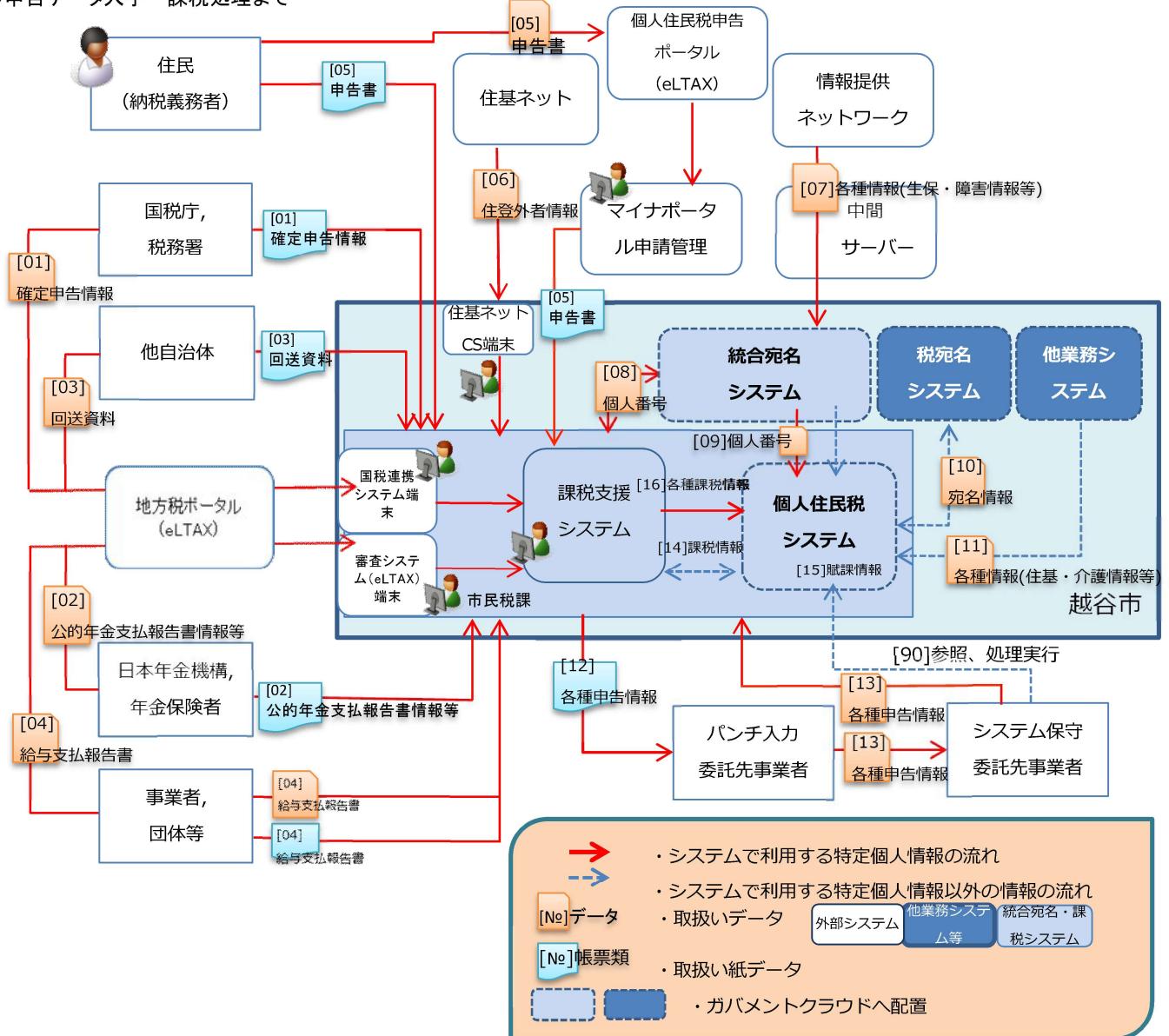
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 ・既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に住基ネットの市町村コミュニケーションサーバー(以下「住基ネットCS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ・機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告支援システム ・各種課税資料のイメージ管理 ・課税資料のデータ化支援 ・課税資料の精査処理 ・課税資料の個人合算処理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="radio"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (マイナポータル申請管理)
システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・県民税の賦課事務	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	申告者の本人確認及び各課税資料を個人毎に正確に特定し名寄せする必要があり、また、控除要件、非課税要件の正確な把握をするため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の特定及び各課税資料の名寄せを迅速に行うことができる。 ・賦課情報ファイルを利用することにより、これまで各種手続きにおいて求められていた課税(非課税)証明書等の添付の省略が図られ、住民の負担軽減を図ることができる。 ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化を図ることができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

○申告データ入手～課税処理まで

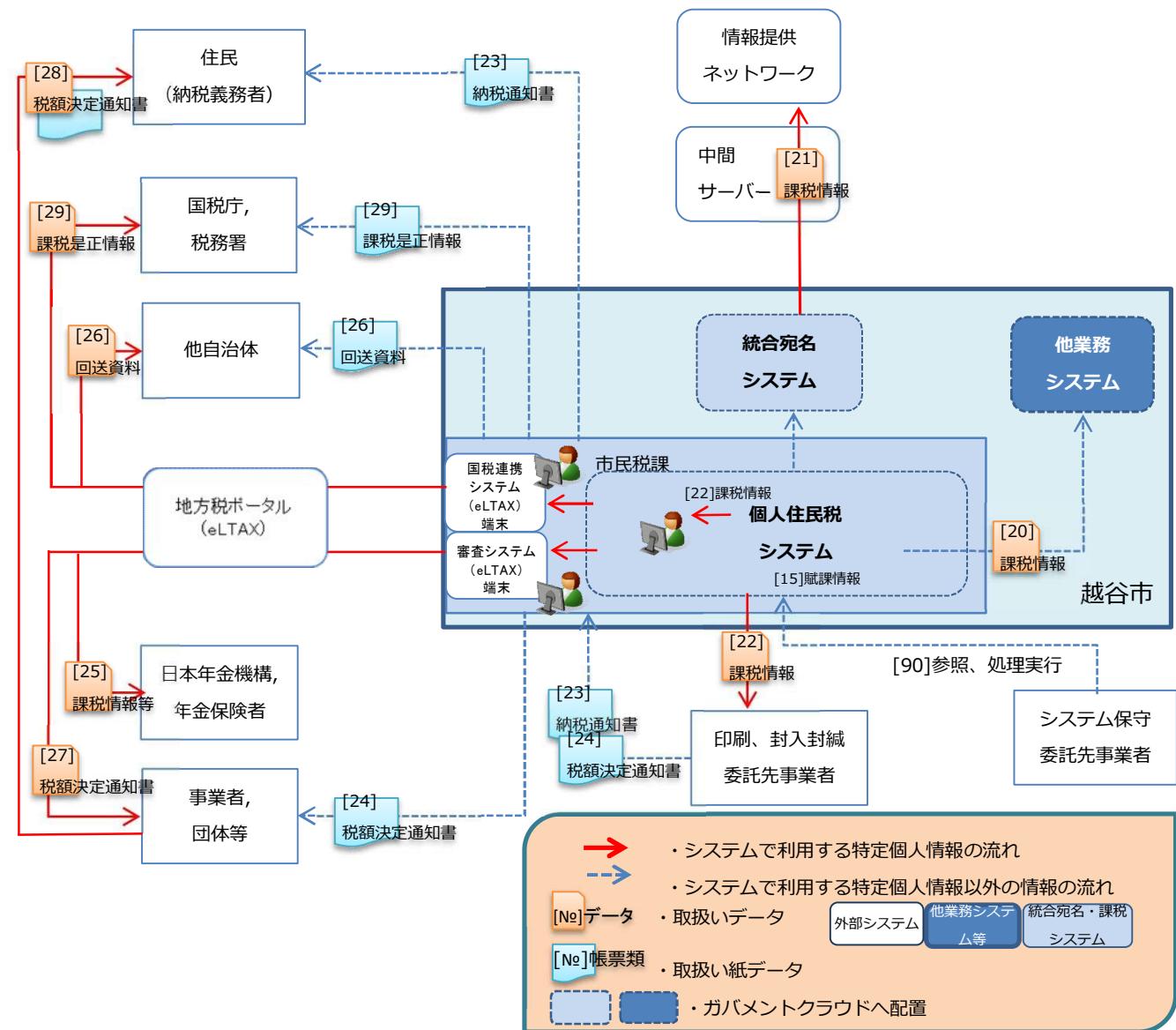


(備考)

- [01] eLTAX経由にて国税庁より確定申告書情報を入手する。
- [02] 日本年金機構、年金保険者より公的年金支払報告書情報、対象者情報を入手する。
- [03] 他自治体より回送資料を入手する。
- [04] 事業所、団体等より給与支払報告書を入手する。
- [05] 住民(納税義務者)より申告書情報を入手する。
- [06] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
- [07] 情報提供ネットワークシステムより情報入手する。(生活保護関係、障害者関係等の情報)
- [08] 市民税課にて番号情報を入手、更正する。
- [09] 統合宛名システムより番号情報を入手する。
- [10] 宛名システムより宛名、世帯の情報を入手、宛名システムへ事業所宛名の情報を登録する。
- [11] 他業務システムより情報入手する。(住基情報・介護保険者情報等)
- [12] 市民税課よりパンチ入力委託先事業者へ各種申告情報([01,02,04,05]にて取得)を提供する。
- [13] パンチ入力委託先事業者よりシステム保守委託先事業者へパンチデータを提供する。
- [14] 市民税課にて個人住民税システムを参照、更正する。
- [15] 賦課情報を作成する。
- [90] システム保守委託先事業者にて個人住民税システムを参照、処理を実行する。
- [16] 課税支援システム委託先事業者よりシステム保守委託先事業者へ各種課税資料を提供する。

(別添1) 事務の内容

○課税処理～課税データ提供まで



(備考)

- [15] 賦課情報を作成する。
- [20] 他業務システムへ課税情報を提供する。
- [21] 情報提供ネットワークシステムへ課税情報を提供する。
- [22] 印刷、封入封緘委託先事業者へ納税通知書、税額決定通知書情報を提供する。
- [23] 住民(納稅義務者)へ納税通知書を送付する。
- [24] 事業者、団体等へ税額決定通知書を送付する。
- [25] 日本年金機構、年金保険者へ課税情報を提供する。
- [26] 他自治体への回送資料を提供する。
- [27] 事業所、団体等へ税額決定通知書を送付する。もしくは電子媒体、eLTAXにて送付する。
- [28] 事業所、団体等を介して住民(納稅義務者)へ税額決定通知書が交付される。
- [29] 国税庁、税務署へ課税是正情報を提供する。
- [90] システム保守委託先事業者にて個人住民税システムを参照、処理を実行する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・県民税の賦課事務	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者
その必要性	個人住民税の公平公正な賦課及び番号法に基づく情報提供のため必要な範囲で特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="radio"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="radio"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="radio"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯状況及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> (1)国税関係情報 対象者の所得税に係る情報により個人住民税の賦課を行うために記録 (2)地方税関係情報 対象者の課税資料、扶養状況等の情報により個人住民税の賦課を行うため及び税額通知を発行するために記録 (3)障害者関係情報 障害者手帳等に係る情報により個人住民税の非課税判定及び控除適用を行うために記録 (4)生活保護関係情報 生活保護受給に係る情報により個人住民税の非課税判定を行うために記録 (5)医療保険関係情報 医療保険支払に係る情報により個人住民税の控除適用額の確認を行うために記録 (6)年金関係情報 年金支払者からの支払に係る情報により個人住民税の賦課決定及び年金特別徴収税額決定するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	行財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 () [○]行政機関・独立行政法人等 () [○]地方公共団体・地方独立行政法人 () [○]民間事業者 () []その他 ()	
②入手方法		[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 []庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (マイナポータル申請管理) ()	
③入手の時期・頻度		<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報:1月1日現在のデータを1月に一括で入手 ・宛名情報:住民記録の更新があった際に随時で入手 ・障害者情報:12月31日現在のデータを1月中に一括で入手 ・生活保護情報:12月31日現在のデータを1月中に一括で入手 ・医療保険関係情報:前年中の支払額を1月中に一括で入手 ・確定申告書:申告及び更正等があった際に随時で入手 ・給与支払報告書:報告及び訂正があった際に随時で入手 ・年金支払報告書:報告及び訂正があった際に随時で入手 ・住民税申告書:申告があった際に随時で入手 ・年金特別徴収情報:5月に一括で入手後6月～4月の間は、毎月入手 ・住民登録外課税通知:提出があった際に随時で入手 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知:前年中の寄附金について1月中に送付される通知(データ)を随時で入手 	
④入手に係る妥当性		個人住民税の公平公正な賦課のために法令等に基づき適正に入手を行っている。	
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については・番号法第9条第1項別表24の項に示されている。	
⑥使用目的 ※		個人住民税の賦課決定及び所得扶養状況の照会回答	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	行財政部市民税課	
	使用者数	<選択肢>	
[50人以上100人未満]		1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により課税対象者及び被扶養者の個人特定を行う。 ・住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料を対象者毎に集約する。 ・対象者の課税資料に基づき所得・控除及び扶養状況から個人住民税額を算出し賦課決定を行う。 ・納税通知書、特別徴収税額決定通知書により税額を通知する。
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料等の集約のため課税対象者情報と入手した課税資料を個人番号により突合する。 ・非課税判定のため課税対象者情報と生活保護情報及び障害者情報を突合する。 ・申告資料及び課税資料とするため課税対象者情報と障害者情報及び医療保険支払情報を突合する。 ・本人特定のため住民登録外者について、個人番号により住民票関係情報と突合する。 ・扶養控除の適正化のため本人申告の扶養情報と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合する。
情報の統計分析 ※	金額や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	個人住民税の賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (3) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	個人住民税システム保守運用業務委託	
①委託内容	個人住民税システムの保守運用(データパンチ入力を含む)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者	
その妥当性	業務範囲がハードウェア及びソフトウェアの保守、運用業務としての電算処理にわたること、システムによりファイル中全ての情報を処理し保有することから専門的技術を有する事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (CD-ROM)	
⑤委託先名の確認方法	総務部契約課窓口にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社アイネス	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。
	⑨再委託事項	課税資料のデータパンチ、個人住民税システム保守運用業務委託

委託事項2~5							
委託事項2	課税支援システム保守運用業務委託						
①委託内容	課税支援システムの保守運用(申告会場設定業務を含む)						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者 						
その妥当性	業務範囲がハードウェア及びソフトウェアの保守、運用業務としての電算処理にわたること、システムによりファイル中全ての情報を処理し保有することから専門的技術を有する事業者に委託している。						
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (来庁時に課内の端末を利用)</p>						
⑤委託先名の確認方法	総務部契約課窓口にて公表している。						
⑥委託先名	株式会社インテック						
再委託	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">⑦再委託の有無 ※</td> <td style="width: 85%;"> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> </td> </tr> <tr> <td>⑧再委託の許諾方法</td> <td>越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。</td> </tr> <tr> <td>⑨再委託事項</td> <td>申告会場設定業務</td> </tr> </table>	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	⑧再委託の許諾方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	⑨再委託事項	申告会場設定業務
⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
⑧再委託の許諾方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。						
⑨再委託事項	申告会場設定業務						

委託事項3		国税連携システム及び審査システム(eLTAX)サービス提供業務委託							
①委託内容		国税連携システム及び審査システム(eLTAX)の構築・運用等のサービス提供							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者						
対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者								
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>							
⑤委託先名の確認方法		総務部契約課窓口にて公表している。							
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託する]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。							
	⑨再委託事項	eLTAX国税連携および地方税電子申告サービスにおける現地対応作業及び問い合わせ対応							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (53) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない									
提供先1	納税義務者									
①法令上の根拠	番号法第19条第1号									
②提供先における用途	納税義務者本人が個人住民税賦課額を確認し、普通徴収分については市に納付する。									
③提供する情報	個人住民税関係情報									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)</td> </tr> </table>		[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線									
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙									
[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)										
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書 当初賦課分:6月、隨時賦課分:隨時 ・給与特別徴収税額通知書 当初賦課分:5月、隨時賦課分:隨時 									

提供先2~5									
提供先2	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)								
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4								
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市に納付する。								
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td><td style="width: 50%;">[] 専用線</td></tr> <tr> <td>[] 電子メール</td><td>[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr> <tr> <td>[] フラッシュメモリ</td><td>[○] 紙</td></tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (LGWAN)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	[] 電子メール	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[○] 紙	[○] その他 (LGWAN)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線								
[] 電子メール	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[○] 紙								
[○] その他 (LGWAN)									
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 当初賦課分:5月、隨時賦課分:隨時								
提供先3									
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等								
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。								
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額等								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td><td style="width: 50%;">[] 専用線</td></tr> <tr> <td>[] 電子メール</td><td>[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr> <tr> <td>[] フラッシュメモリ</td><td>[] 紙</td></tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (LGWAN)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	[] 電子メール	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	[○] その他 (LGWAN)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線								
[] 電子メール	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[] 紙								
[○] その他 (LGWAN)									
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回・特別徴収税額通知 年1回(7月)								

提供先4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務
②提供先における用途	別紙(1)に掲げる事務を参照
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者、扶養親族、専従者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会の都度随時
提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の課税を適正に行うため、配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報、その他参考となる情報を把握する。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者、扶養親族、専従者
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN、専用回線)</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	都道府県税の課税を適切に行うため参考となるべき情報を把握する。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納稅義務者、その控除対象配偶者、扶養親族、専従者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先7	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人住民税の課税を適切に行うため他市区町村での住民登録外課税者の情報、その他参考となるべき情報を把握する。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納稅義務者、その控除対象配偶者、扶養親族、専従者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先1	番号法第9条第1項別表、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、第2項(別紙2を参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者及びその被扶養者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時

6. 特定個人情報の保管・消去

		<p><越谷市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程にしたがって施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 ④電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 															
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>[10年以上20年未満]</td> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9) 20年以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10) 定められていない</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	[10年以上20年未満]	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満		9) 20年以上			10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年															
4) 3年	5) 4年	6) 5年															
[10年以上20年未満]	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満															
	9) 20年以上																
	10) 定められていない																
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。 ・賦課決定に対する起訴等のため、過去の記録を保持する必要があるため。 ・前年情報をもとにした資料の確認等が必要となるため。 															

	<p>＜越谷市における措置＞</p> <p>①サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。</p> <p>②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。</p> <p>③電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破棄している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>＜マイナポータル申請管理における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに消去する。
③消去方法	<p>7. 備考</p> <p>—</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

CMT給報テーブル

1.和暦年度,2.役所コード,3.支払調書種類,4.レコード区分,5.カナ漢字区分,6.整理番号,7.本支店区分,8.訂正表示,9.年分,10.住所,11.国外住所表示,12.氏名,13.役職名,14.種類,15.給与支払金額,16.未支払金額,17.給与所得,18.控除額合計,19.源泉徴収税額,20.未徴収税額,21.控配有無,22.老控配,23.配特額,24.老人扶養,25.同居老人,26.老人扶養従,27.その他扶養,28.その他扶養従,29.特別障害扶養,30.同居特障,31.普通障害扶養,32.社会保険料,33.小規模企業社会保険料,34.生命保険料,35.損害保険料,36.住宅取得特別控除,37.個人年金保険料,38.配偶者所得,39.長期損害保険料,40.生年月日,41.夫有,42.未成年,43.乙欄,44.特別障害,45.普通障害,46.老年者,47.寡婦,48.寡夫,49.勤労学生,50.死亡退職,51.災害者,52.外国人,53.中途就退職区分,54.中途就退職年月日,55.他支払者住所,56.他支払者国外住所表示,57.他支払者氏名,58.前職給与額,59.徴収した税額,60.前職社保,61.災害者徴収猶予税額,62.他支払者退職年月日,63.住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日,64.住宅借入金等特別控除適用数,65.住宅借入金等特別控除可能額,66.住宅借入金等特別控除区分1,67.住宅借入金等の額,68.住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日2,69.住宅借入金等特別控除区分2,70.住宅借入金等の額2,71.摘要欄,72.特定扶養,73.特定扶養従,74.年少扶養,75.個人番号,76.簿冊番号,77.総括表一連番号,78.一連番号,79.新生命保険料,80.旧生命保険料,81.介護医療保険料,82.新個人年金保険料,83.普徴フラグ,84.青専フラグ,85.条約免除,86.カナ氏名,87.受給者番号,88.提出市町村コード,89.指定番号,90.支払者住所,91.支払者名称,92.年度,93.資料番号,94.メモ欄

メモテーブル

1.年度,2.住民コード,3.メモ欄

課税テーブル

1.住民コード,2.レコード区分,3.事業所番号,4.納番,5.受給者番号,6.生年月日,7.納通発行済フラグ,8.課税区分,9.保留コード,10.納稅者番号,11.控配有無,12.夫有,13.未成年,14.老年者,15.寡夫区分,16.勤労学生,17.老非該当,18.本人障害,19.老人扶養人数,20.同居老人扶養人数,21.特定扶養人数,22.その他扶養人数,23.年少扶養人数,24.特障扶養人数,25.同居障害者人数,26.他障扶養人数,27.控配同特障区分,28.賦課取消,29.青白区分,30.本人專従,31.專従配偶者,32.專従その他人数,33.一括徴収,34.生保換算区分,35.生活状況,36.非課税コード,37.減免区分入力,38.所得割課税表示,39.資料種別コード,40.乙欄,41.農業区分,42.自主決定フラグ,43.海外フラグ,44.所得税有無,45.均妻選択,46.均等割のみ,47.均等割軽減,48.均等割なし,49.減免区分,50.生活保護,51.強制入力,52.均等割減,53.配特有無,54.通知書番号,55.申告書番号,56.専従者給与合計,57.所得統一コード1,58.所得統一コード2,59.所得統一コード3,60.所得統一コード4,61.所得統一コード5,62.所得統一コード6,63.所得統一コード7,64.所得統一コード8,65.所得統一コード9,66.所得統一コード10,67.所得統一コード11,68.所得統一コード12,69.所得統一コード13,70.所得統一コード14,71.所得統一コード15,72.所得統一コード16,73.所得統一コード17,74.所得統一コード18,75.所得統一コード19,76.所得統一コード20,77.所得統一コード21,78.所得統一コード22,79.所得統一コード23,80.所得統一コード24,81.所得統一コード25,82.所得金額1,83.所得金額2,84.所得金額3,85.所得金額4,86.所得金額5,87.所得金額6,88.所得金額7,89.所得金額8,90.所得金額9,91.所得金額10,92.所得金額11,93.所得金額12,94.所得金額13,95.所得金額14,96.所得金額15,97.所得金額16,98.所得金額17,99.所得金額18,100.所得金額19,101.所得金額20,102.所得金額21,103.所得金額22,104.所得金額23,105.所得金額24,106.所得金額25,107.控除統一コード1,108.控除統一コード2,109.控除統一コード3,110.控除統一コード4,111.控除統一コード5,112.控除統一コード6,113.控除統一コード7,114.控除統一コード8,115.控除統一コード9,116.控除統一コード10,117.控除統一コード11,118.控除統一コード12,119.控除統一コード13,120.控除統一コード14,121.控除統一コード15,122.控除統一コード16,123.控除統一コード17,124.控除統一コード18,125.控除統一コード19,126.控除統一コード20,127.控除統一コード21,128.控除統一コード22,129.控除統一コード23,130.控除統一コード24,131.控除統一コード25,132.控除統一コード26,133.控除統一コード27,134.控除統一コード28,135.控除統一コード29,136.控除統一コード30,137.控除金額1,138.控除金額2,139.控除金額3,140.控除金額4,141.控除金額5,142.控除金額6,143.控除金額7,144.控除金額8,145.控除金額9,146.控除金額10,147.控除金額11,148.控除金額12,149.控除金額13,150.控除金額14,151.控除金額15,152.控除金額16,153.控除金額17,154.控除金額18,155.控除金額19,156.控除金額20,157.控除金額21,158.控除金額22,159.控除金額23,160.控除金額24,161.控除金額25,162.控除金額26,163.控除金額27,164.控除金額28,165.控除金額29,166.控除金額30,167.課標統一コード1,168.課標統一コード2,169.課標統一コード3,170.課標統一コード4,171.課標統一コード5,172.課標統一コード6,173.課標統一コード7,174.課標統一コード8,175.課標統一コード9,176.課標統一コード10,177.課標統一コード11,178.課標統一コード12,179.課標統一コード13,180.課標金額1,181.課標金額2,182.課標金額3,183.課標金額4,184.課標金額5,185.課標金額6,186.課標金額7,187.課標金額8,188.課標金額9,189.課標金額10,190.課標金額11,191.課標金額12,192.課標金額13,193.算出所得割額統一コード1,194.算出所得割額統一コード2,195.算出所得割額統一コード3,196.算出所得割額統一コード4,197.算出所得割額統一コード5,198.算出所得割額統一コード6,199.算出所得割額統一コード7,200.算出所得割額統一コード8,201.算出所得割額統一コード9,202.算出所得割額統一コード10,203.算出所得割額統一コード11,204.算出所得割額統一コード12,205.算出所得割額統一コード13,206.算出所得割額統一コード14,207.算出所得割額統一コード15,208.算出所得割額統一コード16,209.算出所得割額統一コード17,210.算出所得割額統一コード18,211.算出所得割額統一コード19,212.算出所得割額統一コード20,213.算出所得割額統一コード21,214.算出所得割額統一コード22,215.算出所得割額統一コード23,216.算出所得割額統一コード24,217.算出所得割額統一コード25,218.算出所得割額統一コード26,219.算出所得割額統一コード27,220.算出所得割額統一コード28,221.算出所得割額統一コード29,222.算出所得割額統一コード30,223.算出所得割額統一コード31,224.算出所得割額統一コード32,225.算出所得割額統一コード33,226.算出所得割額統一コード34,227.算出所得割額統一コード35,228.算出所得割額統一コード36,229.算出所得割額1,230.算出所得割額2,231.算出所得割額3,232.算出所得割額4,233.算出所得割額5,234.算出所得割額6,235.算出所得割額7,236.算出所得割額8,237.算出所得割額9,238.算出所得割額10,239.算出所得割額11,240.算出所得割額12,241.算出所得割額13,242.算出所得割額14,243.算出所得割額15,244.算出所得割額16,245.算出所得割額17,246.算出所得割額18,247.算出所得割額19,248.算出所得割額20,249.算出所得割額21,250.算出所得割額22,251.算出所得割額23

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

252.算出所得割額24,253.算出所得割額25,254.算出所得割額26,255.算出所得割額27,256.算出所得割額28,257.算出所得割額29,258.算出所得割額30,259.算出所得割額31,260.算出所得割額32,261.算出所得割額33,262.算出所得割額34,263.算出所得割額35,264.算出所得割額36,265.市差引所得割統一コード,266.市差引所得割額,267.市均等割統一コード,268.市均等割額,269.都差引所得割統一コード,270.都差引所得割額,271.都均等割統一コード,272.都均等割額,273.算所市所得割平均税率,274.算所都所得割平均税率,275.年税額,276.特徵課税課税標準額総,277.特徵課税標準額その他,278.特徵課税差引所得割額市,279.特徵課税均等割額市,280.特徵課税差引所得割額都,281.特徵課税均等割額都,282.特徵課税既年税額,283.普徵課税課税標準額総,284.普徵課税課税標準額その他,285.普徵課税差引所得割額市,286.普徵課税均等割額市,287.普徵課税差引所得割額都,288.普徵課税均等割額都,289.普徵課税既年税額,290.差引税額市,291.差引税額都,292.差引税額合計,293.全体市差引所得割額,294.全体市均等割額,295.全体都差引所得割額,296.全体都均等割額,297.特徵市差引所得割額,298.特徵市均等割額,299.特徵都差引所得割額,300.特徵都均等割額,301.普徵市差引所得割額,302.普徵市均等割額,303.普徵都差引所得割額,304.普徵都均等割額,305.変更事由コード1,306.変更事由コード2,307.変更事由コード3,308.徵収済月,309.徵収開始月,310.徵収済期,311.徵収開始期,312.ユーザ金額1,313.ユーザ金額2,314.ユーザ金額3,315.ユーザ金額4,316.ユーザ金額5,317.ユーザフラグ1,318.ユーザフラグ2,319.ユーザフラグ3,320.ユーザフラグ4,321.ユーザフラグ5,322.少額フラグ,323.エラー表示1,324.エラー表示2,325.エラー表示3,326.エラー表示4,327.エラー表示5,328.エラー表示6,329.エラー表示7,330.エラー表示8,331.エラー表示9,332.エラー表示10,333.エラー表示11,334.エラー表示12,335.エラー表示13,336.エラー表示14,337.エラー表示15,338.置換え表示1,339.置換え表示2,340.置換え表示3,341.置換え表示4,342.置換え表示5,343.置換え表示6,344.置換え表示7,345.置換え表示8,346.置換え表示9,347.置換え表示10,348.置換え表示11,349.置換え表示12,350.置換え表示13,351.置換え表示14,352.置換え表示15,353.転勤該当,354.退職該当,355.転勤元事業所番号,356.転勤元納番,357.転勤元徵收方法,358.課税資料種別,359.課税簿冊番号,360.課税一連番号,361.変更年月日,362.主たる資料番号簿冊番号,363.主たる資料番号総括表一連番号,364.主たる資料番号一連番号,365.本人希望徵收区分,366.特徵発布日,367.普徵発布日,368.譲渡配当割還付金額,369.ソート用領域,370.発布回数,371.性別,372.予備キー,373.備考,374.控除不足額,375.債権額,376.年金特徵義務者コード,377.年金種別コード,378.年金特徵課税課税標準額総,379.年金特徵課税標準額その他,380.年金特徵課税差引所得割額市,381.年金特徵課税均等割額市,382.年金特徵課税差引所得割額都,383.年金特徵課税均等割額都,384.年金特徵課税既年税額,385.年金特徵市所得割表示用,386.年金特徵市均等割表示用,387.年金特徵都所得割表示用,388.年金特徵都均等割表示用,389.年金特徵発布日,390.年金特徵開始月,391.年金特徵済月,392.年金特徵期別税額4月,393.年金特徵期別税額6月,394.年金特徵期別税額8月,395.年金特徵期別税額10月,396.年金特徵期別税額12月,397.年金特徵期別税額2月,398.年金特徵普徵税額年金分1期,399.年金特徵普徵税額年金分2期,400.年金特徵期別充当額4月,401.年金特徵期別充当額6月,402.年金特徵期別充当額8月,403.年金特徵期別充当額10月,404.年金特徵期別充当額12月,405.年金特徵期別充当額2月,406.年金特徵期別義務者コード4月,407.年金特徵期別義務者コード6月,408.年金特徵期別義務者コード8月,409.年金特徵期別義務者コード10月,410.年金特徵期別義務者コード12月,411.年金特徵期別義務者コード2月,412.年金特徵期別年金コード4月,413.年金特徵期別年金コード6月,414.年金特徵期別年金コード8月,415.年金特徵期別年金コード10月,416.年金特徵期別年金コード12月,417.年金特徵期別年金コード2月,418.年金特徵通知書番号4月,419.年金特徵通知書番号6月,420.年金特徵通知書番号8月,421.年金特徵通知書番号10月,422.年金特徵通知書番号12月,423.年金特徵通知書番号2月,424.年金特徵普徵税額年金分1期充当額,425.年金特徵普徵税額年金分2期充当額,426.年金特徵継続フラグ,427.年金普徵課税既年税額,428.居住年月日,429.住宅旧制度フラグ,430.申告年月日,431.役所コード,432.エラー解除済みフラグ,433.訂正済フラグ,434.IDカードナンバー,435.修正区分,436.処理年月日,437.特徵月別額1,438.特徵月別額2,439.特徵月別額3,440.特徵月別額4,441.特徵月別額5,442.特徵月別額6,443.特徵月別額7,444.特徵月別額8,445.特徵月別額9,446.特徵月別額10,447.特徵月別額11,448.特徵月別額12,449.特徵月別充当額1,450.特徵月別充当額2,451.特徵月別充当額3,452.特徵月別充当額4,453.特徵月別充当額5,454.特徵月別充当額6,455.特徵月別充当額7,456.特徵月別充当額8,457.特徵月別充当額9,458.特徵月別充当額10,459.特徵月別充当額11,460.特徵月別充当額12,461.特徵月別番号1,462.特徵月別番号2,463.特徵月別番号3,464.特徵月別番号4,465.特徵月別番号5,466.特徵月別番号6,467.特徵月別番号7,468.特徵月別番号8,469.特徵月別番号9,470.特徵月別番号10,471.特徵月別番号11,472.特徵月別番号12,473.調停年度,474.普徵期別額1,475.普徵期別額2,476.普徵期別額3,477.普徵期別額4,478.普徵期別額5,479.普徵期別額6,480.普徵期別額7,481.普徵期別額8,482.普徵期別額9,483.普徵期別額10,484.普徵期別額11,485.普徵期別額12,486.普徵期別充当額1,487.普徵期別充当額2,488.普徵期別充当額3,489.普徵期別充当額4,490.普徵期別充当額5,491.普徵期別充当額6,492.普徵期別充当額7,493.普徵期別充当額8,494.普徵期別充当額9,495.普徵期別充当額10,496.普徵期別充当額11,497.普徵期別充当額12,498.異動事由コード,499.世代

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税対象者テーブル

1.住民コード,2.予備キー,3.世帯番号,4.住民税用世帯番号,5.続柄コード,6.続柄漢字,7.氏名カナ1,8.氏名カナ2,9.生年月日,10.性別,11.誰に世帯,12.誰に住民,13.扶養者特定表示,14.扶養専従区分,15.配偶者区分,16.配偶者住民コード,17.障害者控除,18.老人扶養控除,19.住民区分,20.住定事由,21.住民となった年月日,22.住民でなくなった年月日,23.住所編集パターン,24.行政区コード,25.住所コード,26.棟番号,27.番地コード,28.号コード,29.枝番コード,30.子枝番コード,31.市外コード,32.賦課期日住所漢字,33.賦課期日方書漢字,34.賦課期日氏名漢字,35.賦課期日通称名漢字,36.通称名カナ,37.世帯主氏名カナ,38.世帯主氏名漢字,39.世帯内グループ,40.筆頭者氏名,41.世帯内順位,42.税世帯続柄,43.前年事業所番号,44.確定申告書番号,45.前年個人区分,46.前年徴収区分,47.前年専従者有無,48.前年均等割のみ区分,49.前年誰に世帯,50.前年誰に住民,51.前年扶養者特定表示,52.前年扶養専従区分,53.前年障害者控除,54.前年老人扶養控除,55.通知書番号,56.電話番号,57.申告書発送済表示,58.申告書発送コード,59.申告書打区分,60.はがき現年度発送予定,61.はがき現年度発送実績,62.はがき次年度発送予定,63.申告に準ずる事項,64.催告書発送済表示,65.催告書不要,66.未申告区分,67.資料種別大分類,68.資料種別小分類,69.外国人残留資格,70.国籍コード,71.納通公示,72.住登外課税通知,73.証明発行不可,74.生保区分,75.生保取得年月日,76.生保喪失年月日,77.国保資格区分,78.年金資格区分,79.卒業予定年度,80.被爆者,81.備考コード,82.国民健康保険料,83.介護保険料,84.寡婦理由,85.障害区分,86.申告書発送理由コード例月1,87.申告書発送理由コード例月2,88.申告書発送理由コード例月3,89.メンテナンスリスト対象,90.本人扶養照会人数,91.他市所得調査,92.家屋敷事業所フラグ,93.メモ欄,94.ユーチューフラグ1,95.ユーチューフラグ2,96.ユーチューフラグ3,97.ユーチューフラグ4,98.ユーチューフラグ5,99.更新保護フラグ,100.IDカードナンバー,101.修正区分,102.処理年月日,103.置換表示コード1,104.置換表示コード2,105.置換表示コード3,106.置換表示コード4,107.置換表示コード5,108.役所コード,109.年度,110.code,111.ランク,112.タイトル,113.DATE_TIME,114.世代

課税特徴テーブル

1.住民コード,2.課税区分,3.非課税コード,4.処理事由,5.異動事由コード,6.事業所番号,7.受給者番号,8.納番,9.年税額,10.特徴課税既年税額,11.特徴月別額1,12.特徴月別額2,13.特徴月別額3,14.特徴月別額4,15.特徴月別額5,16.特徴月別額6,17.特徴月別額7,18.特徴月別額8,19.特徴月別額9,20.特徴月別額10,21.特徴月別額11,22.特徴月別額12,23.特徴月別充当額1,24.特徴月別充当額2,25.特徴月別充当額3,26.特徴月別充当額4,27.特徴月別充当額5,28.特徴月別充当額6,29.特徴月別充当額7,30.特徴月別充当額8,31.特徴月別充当額9,32.特徴月別充当額10,33.特徴月別充当額11,34.特徴月別充当額12,35.特徴月別番号1,36.特徴月別番号2,37.特徴月別番号3,38.特徴月別番号4,39.特徴月別番号5,40.特徴月別番号6,41.特徴月別番号7,42.特徴月別番号8,43.特徴月別番号9,44.特徴月別番号10,45.特徴月別番号11,46.特徴月別番号12,47.処理年月日

期別テーブル

1.住民コード,2.賦課年度,3.調定年度,4.普徴期別額1,5.普徴期別額2,6.普徴期別額3,7.普徴期別額4,8.普徴期別額5,9.普徴期別額6,10.普徴期別額7,11.普徴期別額8,12.普徴期別額9,13.普徴期別額10,14.普徴期別額11,15.普徴期別額12,16.普徴期別充当額1,17.普徴期別充当額2,18.普徴期別充当額3,19.普徴期別充当額4,20.普徴期別充当額5,21.普徴期別充当額6,22.普徴期別充当額7,23.普徴期別充当額8,24.普徴期別充当額9,25.普徴期別充当額10,26.普徴期別充当額11,27.普徴期別充当額12,28.世代

資料テーブル

1.資料番号,2.簿冊番号,3.総括表一連番号,4.一連番号,5.住民コード,6.資料種別大,7.資料種別小,8.資料種別1大,9.資料種別1小,10.資料登録日,11.確定申告書番号,12.住民コード1,13.氏名カナ,14.生年月日,15.性別,16.電話番号,17.保留コード,18.事業所番号,19.事業所区分,20.受給者番号,21.前年専従者有りフラグ,22.納税者番号,23.所得統一コード1,24.所得金額1,25.所得統一コード2,26.所得金額2,27.所得統一コード3,28.所得金額3,29.所得統一コード4,30.所得金額4,31.所得統一コード5,32.所得金額5,33.所得統一コード6,34.所得金額6,35.所得統一コード7,36.所得金額7,37.所得統一コード8,38.所得金額8,39.所得統一コード9,40.所得金額9,41.所得統一コード10,42.所得金額10,43.所得統一コード11,44.所得金額11,45.所得統一コード12,46.所得金額12,47.所得統一コード13,48.所得金額13,49.所得統一コード14,50.所得金額14,51.所得統一コード15,52.所得金額15,53.所得統一コード16,54.所得金額16,55.所得統一コード17,56.所得金額17,57.所得統一コード18,58.所得金額18,59.所得統一コード19,60.所得金額19,61.所得統一コード20,62.所得金額20,63.所得統一コード21,64.所得金額21,65.所得統一コード22,66.所得金額22,67.所得統一コード23,68.所得金額23,69.所得統一コード24,70.所得金額24,71.所得統一コード25,72.所得金額25,73.控除統一コード1,74.控除金額1,75.控除統一コード2,76.控除金額2,77.控除統一コード3,78.控除金額3,79.控除統一コード4,80.控除金額4,81.控除統一コード5,82.控除金額5,83.控除統一コード6,84.控除金額6,85.控除統一コード7,86.控除金額7,87.控除統一コード8,88.控除金額8,89.控除統一コード9,90.控除金額9,91.控除統一コード10,92.控除金額10,93.控除統一コード11,94.控除金額11,95.控除統一コード12,96.控除金額12,97.控除統一コード13,98.控除金額13,99.控除統一コード14,100.控除金額14,101.控除統一コード15,102.控除金額15,103.控除統一コード16,104.控除金額16,105.控除統一コード17,106.控除金額17,107.控除統一コード18,108.控除金額18,109.控除統一コード19,110.控除金額19,111.控除統一コード20,112.控除金額20,113.控除統一コード21,114.控除金額21,115.控除統一コード22,116.控除金額22,117.控除統一コード23,118.控除金額23,119.控除統一コード24,120.控除金額24,121.控除統一コード25,122.控除金額25,123.控除統一コード26,124.控除金額26,125.控除統一コード27,126.控除金額27,127.控除統一コード28,128.控除金額28,129.控除統一コード29,130.控除金額29,131.控除統一コード30,132.控除金額30,133.控配無,134.夫有,135.未成年,136.老人扶養人数,137.内同居老親人数,138.特定扶養人数,139.その他扶養人数,140.年少扶養人数,141.特別障害者数,142.内同居特別障害者数,143.その他障害者数,144.控配同特表示,145.特別障害,146.その他障害,147.老年者,148.特別寡婦,149.寡婦,150.寡夫,151.勤労学生,152.給与年金種別コード1,153.給与年金収入金額1,154.給与年金種別コード2,155.給与年金収入金額2,156.給与年金種別コード3,157.給与年金収入金額3

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

158.給与年金種別コード4,159.給与年金収入金額4,160.給与年金種別コード5,161.給与年金収入金額5,162.給与年金種別コード6,163.給与年金収入金額6,164.給与年金種別コード7,165.給与年金収入金額7,166.給与年金種別コード8,167.給与年金収入金額8,168.給与年金種別コード9,169.給与年金収入金額9,170.給与年金種別コード10,171.給与年金収入金額10,172.配扶専特定済フラグ1,173.配扶専コード1,174.配扶専カナ名1,175.配扶専生年月日1,176.配扶専給与額1,177.配扶専住民コード1,178.配扶専障害者コード1,179.配扶専市外専従コード1,180.配扶専配専フラグ1,181.配扶専特定済フラグ2,182.配扶専コード2,183.配扶専カナ名2,184.配扶専生年月日2,185.配扶専給与額2,186.配扶専住民コード2,187.配扶専障害者コード2,188.配扶専市外専従コード2,189.配扶専配専フラグ2,190.配扶専特定済フラグ3,191.配扶専コード3,192.配扶専カナ名3,193.配扶専生年月日3,194.配扶専給与額3,195.配扶専住民コード3,196.配扶専障害者コード3,197.配扶専市外専従コード3,198.配扶専配専フラグ3,199.配扶専特定済フラグ4,200.配扶専コード4,201.配扶専カナ名4,202.配扶専生年月日4,203.配扶専給与額4,204.配扶専住民コード4,205.配扶専障害者コード4,206.配扶専市外専従コード4,207.配扶専配専フラグ4,208.配扶専特定済フラグ5,209.配扶専コード5,210.配扶専カナ名5,211.配扶専生年月日5,212.配扶専給与額5,213.配扶専住民コード5,214.配扶専障害者コード5,215.配扶専市外専従コード5,216.配扶専配専フラグ5,217.配扶専特定済フラグ6,218.配扶専コード6,219.配扶専カナ名6,220.配扶専生年月日6,221.配扶専給与額6,222.配扶専住民コード6,223.配扶専障害者コード6,224.配扶専市外専従コード6,225.配扶専配専フラグ6,226.配扶専特定済フラグ7,227.配扶専コード7,228.配扶専カナ名7,229.配扶専生年月日7,230.配扶専給与額7,231.配扶専住民コード7,232.配扶専障害者コード7,233.配扶専市外専従コード7,234.配扶専配専フラグ7,235.配扶専特定済フラグ8,236.配扶専コード8,237.配扶専カナ名8,238.配扶専生年月日8,239.配扶専給与額8,240.配扶専住民コード8,241.配扶専障害者コード8,242.配扶専市外専従コード8,243.配扶専配専フラグ8,244.配扶専特定済フラグ9,245.配扶専コード9,246.配扶専カナ名9,247.配扶専生年月日9,248.配扶専給与額9,249.配扶専住民コード9,250.配扶専障害者コード9,251.配扶専市外専従コード9,252.配扶専配専フラグ9,253.配扶専特定済フラグ10,254.配扶専コード10,255.配扶専カナ名10,256.配扶専生年月日10,257.配扶専給与額10,258.配扶専住民コード10,259.配扶専障害者コード10,260.配扶専市外専従コード10,261.配扶専配専フラグ10,262.配扶専特定済フラグ11,263.配扶専コード11,264.配扶専カナ14,265.配扶専生年月日11,266.配扶専給与額11,267.配扶専住民コード11,268.配扶専障害者コード11,269.配扶専市外専従コード11,270.配扶専配専フラグ11,271.配扶専特定済フラグ12,272.配扶専コード12,273.配扶専カナ名12,274.配扶専生年月日12,275.配扶専給与額12,276.配扶専住民コード12,277.配扶専障害者コード12,278.配扶専市外専従コード12,279.配扶専配専フラグ12,280.配扶専特定済フラグ13,281.配扶専コード13,282.配扶専カナ名13,283.配扶専生年月日13,284.配扶専給与額13,285.配扶専住民コード13,286.配扶専障害者コード13,287.配扶専市外専従コード13,288.配扶専配専フラグ13,289.配扶専特定済フラグ14,290.配扶専コード14,291.配扶専カナ名14,292.配扶専生年月日14,293.配扶専給与額14,294.配扶専住民コード14,295.配扶専障害者コード14,296.配扶専市外専従コード14,297.配扶専配専フラグ14,298.専従者給与合計,299.徴収方法,300.職業フラグ,301.事業所課税フラグ,302.本人専従フラグ,303.休職フラグ,304.普徴フラグ,305.海外フラグ,306.別居扶養表示,307.丙欄,308.青色申告,309.生活状況,310.申告書発送フラグ,311.家屋敷課税フラグ,312.みなし法人,313.配偶特別,314.年調フラグ,315.少額フラグ,316.年金過年フラグ,317.業種コード,318.就職年月日,319.退職年月日,320.前職支払額,321.前職社保控除額,322.死亡退職,323.前職フラグ,324.外国人,325.乙欄,326.適用条文1,327.適用条文2,328.適用条文3,329.マスクチェックエラー,330.扶養アンマッヂエラー,331.ワーニングエラー,332.エラー,333.エラー表示1,334.エラー表示2,335.エラー表示3,336.エラー表示4,337.エラー表示5,338.エラー表示6,339.エラー表示7,340.エラー表示8,341.エラー表示9,342.エラー表示10,343.エラー表示11,344.エラー表示12,345.エラー表示13,346.エラー表示14,347.エラー表示15,348.置換表示1,349.置換表示2,350.置換表示3,351.置換表示4,352.置換表示5,353.置換表示6,354.置換表示7,355.置換表示8,356.置換表示9,357.置換表示10,358.置換表示11,359.置換表示12,360.置換表示13,361.置換表示14,362.置換表示15,363.支払年月日,364.徴収済月,365.異動事由,366.未徴収税額の徴収方法,367.異動開始月,368.転勤先事業所番号,369.主たる資料番号,370.適用条文A,371.適用条文B,372.適用条文C,373.寡婦理由,374.生命保険料支払額,375.短期損害保険支払額,376.居住年月日1,377.居住年月日2,378.住宅旧制度フラグ,379.特定増改築フラグ1,380.特定増改築フラグ2,381.役所コード,382.有資格,383.租税,384.優先番号,385.使用不可,386.課対生年月日,387.歳65以上フラグ,388.更新保護フラグ,389.本人特定フラグ,390.優先資料フラグ,391.資料分類区分,392.個人査定済フラグ,393.IDカードナンバー,394.修正区分,395.処理年月日,396.配特有無,397.エラー解除,398.削除有無,399.その他カナ氏名1,400.その他生年月日1,401.その他カナ氏名2,402.その他生年月日2,403.その他カナ氏名3,404.その他生年月日3,405.年度,406.メモ欄,407.世代

資料国税連携データテーブル

1.ファイル名,2.国税連携XMLデータ,3.取込年月日,4.帳票様式ID,5.帳票様式IDVR,6.主たる帳票様式ID,7.主たる帳票様式IDVR,8.年分,9.カナ氏名,10.漢字氏名,11.漢字住所,12.生年月日,13.資料番号,14.簿冊番号,15.総括表一連番号,16.一連番号,17.資料種別大,18.資料種別小,19.資料番号付番年月日,20.画像形式変換状況フラグ,21.画像形式変換年月日,22.印刷状況フラグ,23.印刷年月日,24.ファイル名_データ区分,25.ファイル名_ファイル種別,26.ファイル名_送信先地方自治体コード,27.ファイル名_送信先判別コード,28.ファイル名_納稅地住所コード,29.ファイル名_1月1日地方自治体コード,30.ファイル名_申告区分,31.ファイル名_確定申告区分,32.ファイル名_課税異動事由コード,33.ファイル名_取込区分,34.ファイル名_異動年月日,35.ファイル名_局署番号,36.ファイル名_整理番号,37.ファイル名_バッチ番号,38.ファイル名_受付番号,39.ファイル名_連絡データ作成年月日,40.ファイル名_団体確認用フラグ,41.ファイル名_台帳番号,42.ファイル名_拡張子,43.年度,44.住民コード,45.本人障害者区分フラグ,46.配偶者障害者区分フラグ,47.扶養者障害者区分1,48.扶養者障害者区分2,49.扶養者障害者区分3,50.扶養者障害者区分4,51.扶養者障害者区分5,52.扶養者障害者区分6,53.扶養者障害者区分7,54.扶養者障害者区分8,55.扶養者障害者区分9,56.扶養者障害者区分10,57.配専フラグ1,58.配専フラグ2,59.配専フラグ3,60.配専フラグ4,61.未成年フラグ,62.寡婦夫フラグ,63.勤労学生フラグ,64.青白フラグ,65.専従者フラグ,66.家事均フラグ,67.別居フラグ,68.所得控除コード1,69.所得控除額1,70.所得控除コード2,71.所得控除額2,72.所得控除コード3,73.所得控除額3,74.所得控除コード4,75.所得控除額4,76.所得控除コード5,77.所得控除額5,78.所得控除コード6,79.所得控除額6,80.所得控除コード7,81.所得控除額7,82.所得控除コード8,83.所得控除額8,84.所得控除コード9,85.所得控除額9,86.所得控除コード10,87.所得控除額10,88.IDカードナンバー,89.処理年月日,90.旧個人年金保険料支払額,91.新個人年金保険料支払額,92.旧一般生命保険料支払額,93.新一般生命保険料支払額,94.介護医療保険料支払額,95.寄附金支払額地方公共団体以外,96.寄附金支払額地方公共団体分,97.寄附金支払額都道府県条例指定分,98.寄附金支払額市区町村条例指定分,99.配偶者生年月日,100.扶養者生年月日1,101.扶養者生年月日2,102.扶養者生年月日3,103.扶養者生年月日4,104.扶養者生年月日5,105.扶養者生年月日6,106.扶養者生年月日7,107.扶養者生年月日8,108.扶養者生年月日9,109.扶養者生年月日10,110.扶養者控除額1,111.扶養者控除額2,112.扶養者控除額3,113.扶養者控除額4,114.扶養者控除額5,115.扶養者控除額6,116.扶養者控除額7,117.扶養者控除額8,118.扶養者控除額9,119.扶養者控除額10,120.専従者生年月日1,121.専従者生年月日2,122.専従者生年月日3,123.専従者生年月日4,124.専従者控除額1,125.専従者控除額2,126.専従者控除額3,127.専従者控除額4,128.専従者控除合計額,129.株式配当所得,130.配当割控除額,131.譲渡割控除額,132.徴収方法,133.住宅旧制度フラグ,134.住宅増改築フラグ1,135.居住年月日1,136.住宅増改築フラグ2,137.居住年月日2,138.旧長期損保支払額,139.住宅控除適用消費税率1,140.住宅控除適用消費税率2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資料電子テーブル

1.取込年月日,2.年度,3.連番,4.インプットファイル名,5.簿冊番号,6.総括表一連番号,7.一連番号,8.資料種別大,9.資料種別小,10.付番年月日,11.印刷年月日,12.印刷状況フラグ,13.媒体区分,14.納税者ID,15.受付番号,16.XML連番,17.管理番号,18.課税番号,19.補助番号,20.区切り文字,21.支払調書の種類,22.整理番号1,23.本支店等区分番号,24.提出義務者住所,25.提出義務者名称,26.提出義務者電話番号,27.整理番号2,28.提出者住所,29.提出者名称,30.訂正表示,31.年分,32.受給者住所,33.受給者国外住居表示,34.受給者氏名,35.受給者役職名,36.種別,37.支払金額,38.未払金額,39.給与所得控除後給与等金額,40.所得控除合計額,41.源泉徴収税額,42.未徴収税額,43.控配に無,44.老配,45.配偶者特別控除額,46.特定扶養人数主,47.特定扶養人数従,48.老人扶養人数主,49.同居老人扶養人数,50.老人扶養人数従,51.その他扶養人数主,52.その他扶養人数従,53.特障扶養人数,54.同居障害者人数,55.他障扶養人数,56.社会保険料等金額,57.社会保険料等金額内訳,58.生命保険料控除額,59.地震保険料控除額,60.住宅借入金等特別控除額,61.旧個人年金保険料金額,62.配偶者合計所得,63.旧長期損害保険料金額,64.受給者生年月日元号,65.受給者生年月日年,66.受給者生年月日月,67.受給者生年月日日,68.夫有,69.未成年者,70.乙欄適用,71.本人特別障害,72.本人その他障害,73.老年者,74.寡婦,75.寡夫,76.勤労学生,77.死亡退職,78.災害者,79.外国人,80.中途就退職区分,81.中途就退職年,82.中途就退職月,83.中途就退職日,84.他支払者住所,85.他支払者国外住居表示,86.他支払者名称,87.他支払者給与等金額,88.他支払者徴収額,89.他支払者社会保険料,90.他支払者災害者徴収猶予税額,91.他支払者退職年,92.他支払者退職月,93.他支払者退職日,94.居住年月日1回目年,95.居住年月日1回目月,96.居住年月日1回目日,97.住宅借入金等特別控除適用数,98.住宅借入金等特別控除可能額,99.住宅借入金等特別控除区分1回目,100.住宅借入金等の額1回目101.居住年月日2回目年,102.居住年月日2回目月,103.居住年月日2回目日,104.住宅借入金等特別控除区分2回目,105.住宅借入金等の額2回目,106.摘要,107.新生命保険料金額,108.旧生命保険料金額,109.介護医療保険料金額,110.新個人年金保険料金額,111.年少扶養人数,112.普通徴収,113.青色専従者,114.条約免除,115.力ナ氏名,116.受給者番号,117.提出先市町村コード,118.指定番号,119.指定番号設定済フラグ,120.法定資料の種類,121.整理番号1,122.整理番号2,123.受給者国外住所表示,124.支払金額1,125.未払金1,126.源泉徴収税額1,127.未徴収税額1,128.支払金額2,129.未払金2,130.源泉徴収税額2,131.未徴収税額2,132.支払金額3,133.未払金3,134.源泉徴収税額3,135.未徴収税額3,136.本人特別障害者,137.本人その他障害者,138.本人老年者,139.老人扶養人数,140.その他扶養人数,141.特別障害者数,142.その他障害者数,143.社会保険料の金額,144.特定扶養人数,145.同居特障人数,146.特別寡婦,147.寡婦寡夫,148.受給者力ナ氏名,149.ファイル名_データ区分,150.ファイル名_ファイル種別,151.ファイル名_データ種別,152.ファイル名_送信先地方自治体コード,153.ファイル名_法定調査ファイルバージョン情報,154.ファイル名_年分,155.ファイル名_連絡データ作成年月日,156.ファイル名_処理通番,157.ファイル名_ファイル内レコード件数,158.ファイル名_拡張子,159.疑似照合年月日,160.疑似照合状況フラグ,161.他市回送自治体コード,162.他市回送出力済フラグ,163.他市回送出力年月日,164.更新年月日,165.更新担当者ID,166.人格住所コード5桁,167.TSV作成年月日,168.資料識別コード,169.局署番号,170.整理番号,171.資料年分,172.資料処理年月日,173.無効区分,174.受取人住所,175.受取人氏名漢字,176.受取人氏名カナ,177.受取人口座住所,178.受取人口座名称,179.支払者所在地,180.支払者名称,181.生年月日,182.資料301外国サイン,183.資料301外国証券口座番号,184.資料301利子等種別1,185.資料301記号番号1,186.資料301支払金額1,187.資料301源泉徴収税額1,188.資料301支払確定年月日1,189.資料301租税条約適用有無1,190.資料301利子等種別2,191.資料301記号番号2,192.資料301支払金額2,193.資料301源泉徴収税額2,194.資料301支払確定年月日2,195.資料301租税条約適用有無2,196.資料301利子等種別3,197.資料301記号番号3,198.資料301支払金額3,199.資料301源泉徴収税額3,200.資料301支払確定年月日3,201.資料301租税条約適用有無3,202.資料301利子等種別4,203.資料301記号番号4,204.資料301支払金額4,205.資料301源泉徴収税額4,206.資料301支払確定年月日4,207.資料301租税条約適用有無4,208.資料301利子等種別5,209.資料301記号番号5,210.資料301支払金額5,211.資料301源泉徴収税額5,212.資料301支払確定年月日5,213.資料301租税条約適用有無5,214.資料301利子等種別6,215.資料301記号番号6,216.資料301支払金額6,217.資料301源泉徴収税額6,218.資料301支払確定年月日6,219.資料301租税条約適用有無6,220.資料301摘要,221.メモ,222.エラー表示1,223.エラー表示2,224.エラー表示3,225.エラー表示4,226.エラー表示5,227.エラー表示6,228.エラー表示7,229.エラー表示8,230.エラー表示9,231.エラー表示10,232.資料302株式種類,233.資料302旧株口数,234.資料302新株口数,235.資料302配当等金額,236.資料302源泉徴収税額,237.資料302事業年度自年月日,238.資料302事業年度至年月日,239.資料302支払確定年月日,240.資料302配当金額円,241.資料302配当金額銭,242.資料302摘要,243.資料309報酬区分1,244.資料309報酬細目1,245.資料309支払金額1,246.資料309源泉徴収税額1,247.資料309報酬区分2,248.資料309報酬細目2,249.資料309支払金額2,250.資料309源泉徴収税額2,251.資料309報酬区分3,252.資料309報酬細目3,253.資料309支払金額3,254.資料309源泉徴収税額3,255.資料309報酬区分4,256.資料309報酬細目4,257.資料309支払金額4,258.資料309源泉徴収税額4,259.資料309報酬区分5,260.資料309報酬細目5,261.資料309支払金額5,262.資料309源泉徴収税額5,263.資料309報酬区分6,264.資料309報酬細目6,265.資料309支払金額6,266.資料309源泉徴収税額6,267.資料309摘要,268.資料359株式種類,269.資料359旧株口数,270.資料359新株口数,271.資料359配当等金額,272.資料359源泉徴収税額,273.資料359事業年度自年月日,274.資料359事業年度至年月日,275.資料359支払確定年月日,276.資料359配当金額円,277.資料359配当金額銭,278.資料359支払者所在地,279.資料359支払者名称,280.資料359摘要,281.テーブル名,282.回送住民コード,283.回送氏名,284.回送住所,285.回送方書

資料年金テーブル

1.処理年度,2.簿冊番号,3.総括表一連番号,4.一連番号,5.レコード区分,6.市町村コード,7.特別徴収義務者コード,8.通知内容コード,9.作成年月日,10.生年月日,11.性別,12.氏名カナ,13.氏名漢字,14.郵便番号,15.住所カナ,16.住所漢字,17.支払金額1,18.支払金額2,19.支払金額3,20.源泉徴収税額1,21.源泉徴収金額2,22.源泉徴収金額3,23.本人特別障害,24.本人普通障害,25.控配に無,26.老配に無,27.特定扶養人数,28.老人扶養人数,29.その他扶養人数,30.特別障害者数,31.その他障害者数,32.社会保険料の金額,33.摘要,34.支払年分,35.メモ欄,36.年少扶養人数,37.同居特障人数,38.特別寡婦,39.寡婦寡夫

年金特別徴収テーブル

1.年度,2.年金保険者用整理番号1,3.住民コード,4.特別徴収義務者コード,5.年金コード,6.生年月日,7.性別,8.氏名カナ,9.氏名漢字,10.郵便番号,11.住所カナ,12.住所漢字,13.本人希望徴収区分,14.区分1,15.区分2,16.区分3,17.区分4,18.区分5,19.区分6,20.区分7,21.区分8,22.区分9,23.区分10,24.年金保険者用整理番号2,25.IDカードナンバー,26.修正区分,27.処理年月日,28.世代,29.作成年月日,30.通知内容コード,31.各種区分,32.処理結果,33.各種年月日,34.金額1,35.金額2,36.金額3,37.賦課年度,38.通知書番号

納通管理テーブル

1.通知書番号,2.住民コード,3.力ナ氏名,4.氏名,5.住所1,6.住所2,7.方書,8.郵便番号1,9.郵便番号2,10.市内外区分,11.住所コード,12.自治体コード,13.番地,14.号,15.号枝番,16.号小枝番,17.実態調査,18.備考,19.宛名異動年月日,20.実態調査日,21.判明年月日,22.送付年月日,23.公示送達年月日,24.担当地区,25.職員番号,26.異動年月日,27.調査員,28.課税計算担当者,29.未達の状況,30.未達の状況2,31.実態調査2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

扶養是正情報テーブル

1.年度,2.住民コード,3.作成年月日,4.更新年月日,5.更新担当者ID,6.確認済フラグ,7.出力済フラグ,8.出力年月日,9.印刷済フラグ,10.印刷年月日,11.処理区分,12.連絡せん資料番号,13.賦課期日住所力ナ,14.課税年分,15.所得税確定申告有無,16.申告漏れ情報の有無,17.是正対象者控除額誤,18.是正対象者控除額正,19.転出手年月日,20.転出手住所等,21.局署番号,22.整理番号,23.eTax利用者識別番号,24.支払者名称,25.支払者名称カナ,26.支払者所在地,27.支払者電話番号,28.被扶養者住民コード,29.被扶養者続柄区分,30.被扶養者確定申告有無,31.被扶養者資料判別フラグ,32.被扶養者は正理由フラグ,33.被扶養者支払者名称,34.被扶養者支払者所在地,35.被扶養者支払者電話番号,36.被扶養者否認理由補完,37.被扶養者住民コード,38.被扶養者続柄区分,39.被扶養者確定申告有無,40.被扶養者資料判別フラグ,41.被扶養者は正理由フラグ,42.被扶養者支払者名称,43.被扶養者支払者所在地,44.被扶養者電話番号,45.被扶養者否認理由補完,46.被扶養者住民コード,47.被扶養者続柄区分,48.被扶養者確定申告有無,49.被扶養者資料判別フラグ,50.被扶養者は正理由フラグ,51.被扶養者支払者名称,52.被扶養者支払者所在地,53.被扶養者支払者電話番号,54.被扶養者否認理由補完,55.申告漏れ所得区分,56.申告漏れ収入金額,57.申告漏れ所得金額,58.申告漏れ社会保険料控除額,59.申告漏れ源泉徴収税額,60.申告漏れ支払者名称,61.申告漏れ支払者所在地,62.申告漏れ支払者電話番号,63.申告漏れ内容,64.申告漏れ所得区分,65.申告漏れ収入金額,66.申告漏れ所得金額,67.申告漏れ社会保険料控除額,68.申告漏れ源泉徴収税額,69.申告漏れ支払者名称,70.申告漏れ支払者所在地,71.申告漏れ支払者電話番号,72.申告漏れ内容,73.申告漏れ所得区分,74.申告漏れ収入金額,75.申告漏れ所得金額,76.申告漏れ社会保険料控除額,77.申告漏れ源泉徴収税額,78.申告漏れ支払者名称,79.申告漏れ支払者所在地,80.申告漏れ支払者電話番号,81.申告漏れ内容,82.申告漏れ所得区分,83.申告漏れ収入金額,84.申告漏れ所得金額,85.申告漏れ社会保険料控除額,86.申告漏れ源泉徴収税額,87.申告漏れ支払者名称,88.申告漏れ支払者所在地,89.申告漏れ支払者電話番号,90.申告漏れ内容,91.連絡事項,92.エラー表示,93.エラー表示,94.エラー表示,95.エラー表示,96.エラー表示,97.エラー表示,98.エラー表示,99.エラー表示,100.エラー表示,101.エラー表示,102.削除フラグ

住民マーキングテーブル

1.住民コード,2.マーク,3.段階別マーキング,4.目的別マーキング,5.目的別マーキング,6.目的別マーキング,7.目的別マーキング,8.目的別マーキング,9.目的別マーキング,10.目的別マーキング,11.目的別マーキング,12.メモ欄,13.職員番号

課税副本テーブル

1.住民コード,2.副本所得統一コード,3.副本所得統一コード,4.副本所得統一コード,5.副本所得統一コード,6.副本所得統一コード,7.副本所得統一コード,8.副本所得統一コード,9.副本所得統一コード,10.副本所得統一コード,11.副本所得統一コード,12.副本所得統一コード,13.副本所得統一コード,14.副本所得統一コード,15.副本所得統一コード,16.副本所得統一コード,17.副本所得統一コード,18.副本所得統一コード,19.副本所得統一コード,20.副本所得統一コード,21.副本所得統一コード,22.副本所得統一コード,23.副本所得統一コード,24.副本所得統一コード,25.副本所得統一コード,26.副本所得統一コード,27.副本所得金額,28.副本所得金額,29.副本所得金額,30.副本所得金額,31.副本所得金額,32.副本所得金額,33.副本所得金額,34.副本所得金額,35.副本所得金額,36.副本所得金額,37.副本所得金額,38.副本所得金額,39.副本所得金額,40.副本所得金額,41.副本所得金額,42.副本所得金額,43.副本所得金額,44.副本所得金額,45.副本所得金額,46.副本所得金額,47.副本所得金額,48.副本所得金額,49.副本所得金額,50.副本所得金額,51.副本所得金額

団体内統合宛名

1.個人番号,2.情報提供用個人番号識別符号,3.団体内宛名番号

中間サーバー

1.情報提供等の記録等

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて第三条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて第四十四条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて第五十一条で定めるもの

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	法務大臣	55の2	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの
19	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
23	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
24	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
25	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
26	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
27	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
28	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
29	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
30	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定め
32	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
33	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
34	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
35	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
36	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
38	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
39	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの
42	市長村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの
43	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第一百四条で定めるもの
44	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの
45	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第一百二十六条で定めるもの
46	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第一百二十七条で定めるもの
47	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十一条で定めるもの
48	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第一百三十二条で定めるもの
49	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第一百三十四条で定めるもの

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
50	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
51	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
52	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
53	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
54	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
55	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
56	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
57	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
58	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
59	市町村長	155	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
60	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるものの
61	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
63	都道府県知事等	161	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
64	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
65	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
66	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
67	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
68	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの

別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
72	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
73	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
74	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

別紙(2)番号法第9条第1項別表に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の 根拠 (項番)	移転する情報の対 象となる本人の数	移転先における用途
1	福祉部 福祉総務課	6	1万人未満	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子ども家庭部 子ども福祉課			児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子ども家庭部 こども家庭セン ター	8	1万人未満	
4	福祉部 障害福祉課			児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	子ども家庭部 子ども福祉課			
6	子ども家庭部 保育入所課			
7	子ども家庭部 こども家庭セン ター			
8	保健医療部 健康づくり推進 課	14	10万人以上100万人未満	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	福祉部 障害福祉課			身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	子ども家庭部 子ども福祉課	20	1万人未満	
11	福祉部 障害福祉課	21	1万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉部 障害福祉課	22	1万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	福祉部 生活福祉課	23	1万人以上10万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	行財政部 収納課			地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保健医療部 国保年金課	24	10万人以上100万人未満	
16	都市整備部 建築住宅課	27	1万人未満	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	学校教育部 学務課	38	1万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの

18	学校教育部 学務課	40	1万人未満	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	保健医療部 国保年金課	44	10万人以上100万人未満	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	保健医療部 国保年金課	46	10万人以上100万人未満	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子ども家庭部 子ども福祉課	56	1万人以上10万人未満	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	地域共生部 地域包括ケア課	61	1万人未満	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	子ども家庭部 子ども福祉課	63	1万人以上10万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
24	子ども家庭部 子ども福祉課	64	1万人以上10万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	子ども家庭部 子ども福祉課	65	1万人以上10万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	子ども家庭部 子ども福祉課	66	1万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	福祉部 障害福祉課	67	1万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	保健医療部 健康づくり推進課	70	1万人以上10万人未満	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	子ども家庭部 こども家庭センター			
30	総務部 人事課	81	1万人未満	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	子ども家庭部 子ども福祉課		10万人以上100万人未満	
32	保健医療部 国保年金課	85	10万人以上100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	福祉部 生活福祉課	94	1万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	福祉部 生活福祉課	95	1万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

35	地域共生部 地域包括ケア課	100	10万人以上100万人未満	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
36	地域共生部 介護保険課			
37	保健医療部 健康づくり推進 課	111	1万人以上10万人未満	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	福祉部 障害福祉課	117	1万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定め るもの
39	子ども家庭部 子ども福祉課			
40	保健医療部 健康づくり推進 課	126	10万人以上100万人未満	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三 十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの
41	子ども家庭部 保育入所課	127	1万人以上10万人未満	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子ど ものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給 付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの
42	子ども家庭部 青少年課			
43	福祉部 生活福祉課	135	1万人以上10万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座 の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するた めの基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定 めるもの

別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表で定める事務

移転先No.	移転先	条例上の根拠(項番)	移転する情報の対象となる本人の数	移転先における用途
1	子ども家庭部 子ども福祉課	1	1万人以上10万人未満	越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	福祉部 障害福祉課	2	1万人以上10万人未満	越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年条例第32号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	福祉部 障害福祉課	3	1万人以上10万人未満	越谷市重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第22号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	都市整備部 建築住宅課	4	1万人未満	越谷市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第27号)による市営住宅の管理に関する事務(法別表の27項に係るものを除く。以下同じ。)であって規則で定めるもの
5	福祉部 生活福祉課	5	1万人未満	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6	地域共生部 介護保険課	6	1万人以上10万人未満	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
7	子ども家庭部 子ども福祉課	7	1万人未満	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務

移転先No.	移転先	条例上の根拠(項番)	移転する情報の対象となる本人の数	移転先における用途
1	子ども家庭部 子ども福祉課	1	1万人未満	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	子ども家庭部 子ども福祉課	2	1万人未満	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3	保健医療部 健康づくり推進課	5	1万人以上10万人未満	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4	子ども家庭部 子ども福祉課	6	1万人以上10万人未満	越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	福祉部 障害福祉課	7	1万人以上10万人未満	越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	福祉部 障害福祉課	8	1万人以上10万人未満	越谷市重度心身障害者手当支給条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	都市整備部 建築住宅課	9	1万人未満	越谷市営住宅設置及び管理条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8	福祉部 生活福祉課	10	1万人未満	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9	地域共生部 介護保険課	11	1万人以上10万人未満	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
10	子ども家庭部 子ども福祉課	12	1万人未満	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名													
個人市民税・県民税の賦課事務													
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）													
リスク1：目的外の入手が行われるリスク													
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分) ○本人又は本人の代理人 •申告においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ○給与支払者、公的年金等支払者、国税庁、他自治体、他機関等 •他団体、他機関からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により課税対象者を特定する。</p> <p>(eLTAXからのデータによる入手分) ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） •地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 •eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 •利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） •公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○国税庁 •国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が越谷市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>(マイナポータル申請管理からのデータによる入手分) •web上等で個人番号の提出が必要な者の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>												
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分) ○本人又は本人の代理人 •申告等による入手については、必要項目のみ記載できる様式を使用し必要な情報以外の入手を防止する。 ○給与支払者、公的年金等支払者、国税庁、他自治体、他機関等 •他団体、他機関からの入手においては、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようにしている。</p> <p>(eLTAXからの入手分) •審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p> <p>(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) •住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>												
その他の措置の内容	—												
リスクへの対策は十分か	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">[</td> <td style="width: 30%;">十分である</td> <td style="width: 30%;">]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[十分である]	<選択肢>			1) 特に力を入れている		2) 十分である	3) 課題が残されている		
[十分である]											
<選択肢>													
1) 特に力を入れている		2) 十分である											
3) 課題が残されている													

	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告において、課税の資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。 <p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等において必要な内容の記載項目しかない様式を使用し取得している。 <p>(府内連携による入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内連携による入手については、職員毎に業務範囲に対応した権限によるアクセスコントロールを行って不適切な入手を防止している。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。 <p>(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクに対する措置の内容	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象を特定する。 <p>○他自治体、他機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、越谷市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、越谷市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。 <p>(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <p>○他自治体、他機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号のチェックデジットによる確認と個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から登録する際に、真正性確認をする。 <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、越谷市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙による入手分) <input type="radio"/>○本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>○他自治体、他機関 ・申告による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて府内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。 ・申告及び他団体から入手した情報は、データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、隨時調査を行い補正を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分) <input type="radio"/>○本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 <input type="radio"/>○国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(申告、報告、調査等紙及び電子媒体による入手分) <input type="radio"/>○本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>○他自治体、他機関 ・電子データで提出される課税資料は、府内連携システムを経由して入手し詐取・奪取を防止している。 ・紙及び電子媒体により提出される課税資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫にて保管し漏えい・紛失を防止している。 ・課税資料を郵便等により受け付けた場合は、散逸防止可能な容器等に現物を入れて作業場所まで運搬する。また、課税資料の収受、データ化、保存等の作業工程において、その数量、処理件数等を帳簿に記録するとともに、各工程における作業と点検の職務を分離して二重チェックを行い漏えい・紛失を防止している。</p> <p>(eLTAXからの入手分) <input type="radio"/>○本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 <input type="radio"/>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを送付している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 <input type="radio"/>○国税庁 ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用してるとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p> <p>(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしてあり、さらに通信 자체も暗号化している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。 ・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。 ・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。 ・統合宛名システムは、特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。
------------------	---

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムと接続するが、事務に必要な情報と紐付かないように制御している。 ・個人番号が必要な際に自動で統合宛名システムに要求するのみで、それ以外の要求はできないシステムとなっている。
--------------------------	--

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている
 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
----------	--

具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用できる職員を限定しており、二要素認証とすることでなりますしを防止している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 ・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。 ・ユーザID管理者がマイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する所属の申請を受け、ユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。
----------	---

アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
-----------------	--

具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効 <ul style="list-style-type: none"> ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、速やかに担当者がパスワードを変更する。
----------	--

アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
-----------	--

具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・定期的にアクセス権限の棚卸しを実施している。 ・マイナポータル申請管理のアクセス権限については、定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、速やかに担当者がパスワードを変更する。
----------	--

特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
--------------	---

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。
--------	--

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている
 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・また、バックアップ以外にファイルを複製していない。 ・統合宛名システムにおいて、各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件に、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス制限を設け、不要な機能は付与していない。 ・システムへアクセスする際は、事前に作業者、作業目的、作業日時などを報告させ承諾を得ることとしている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託事業者全員に個人ごとにIDを付与し、アクセス記録を保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するためには必要最小限のものとする。 ・委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをさない方法で確実に処分をすることを義務付けている。 ・越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【提供】 ・統合宛名システムを用いて特定個人情報を提供する場合、関連する情報は全て履歴を記録している。 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合、市で定める様式に記録を残すこととしている。</p> <p>【移転】 ・各庁内連携システムへの移転に関連する情報は全て履歴を記録している。 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を移転する場合、市で定める様式に記録を残すこととしている。</p>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。
その他の措置の内容	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。 ・システムを利用する職員等に対し情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 ・システムを通じての提供の場合、提供先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。</p> <p>【移転】 ・移転先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を移転する場合、市で定める様式に記録を残すこととしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。 ・システムを通じての提供の場合、提供先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。</p> <p>【移転】 ・移転先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。 ・外部媒体等を通じて特定個人情報を移転する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(仮想専用回線)等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②統合宛名システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	<input type="checkbox"/> 政府機関ではない <input type="checkbox"/> 十分に整備している <input type="checkbox"/> 十分に整備している <input type="checkbox"/> 十分に周知している <input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	①サーバーを強固なデータセンターに設置している。 ②データセンター及び庁内サーバー室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ③庁内サーバー室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。
			<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
			<ガバメントクラウド処置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
			<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理などの物理的対策を講じている。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢>			
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容		<p><越谷市における処置></p> <p>①コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p>②システムを利用できる職員を限定している。</p> <p>③ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。</p> <p>④アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>⑤マイナンバーを利用するネットワークに、不正に接続する端末を遮断する装置を導入している。</p> <p>⑥資産管理ソフトにより、不正な外部記録媒体を利用できないよう制限している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 			

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・個人番号を含め宛名情報については、既存住基システムより、隨時、異動データを連携することにより最新化する。 ・個人市民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため、受付時のままの状態で保管する。</p> <p><マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報に訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう徹底する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>・各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。 ・紙や電子媒体は、特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p><マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>〈越谷市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①毎年、情報セキュリティに関する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 ②毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。 <p>〈国税連携システム（eLTAX）における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>〈越谷市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 <p>〈審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>〈越谷市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、情報セキュリティや個人情報（マイナンバーも含む）についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有図り、勉強の機会を与えていている。 <p>〈審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を現金にて納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市・県民税の賦課事務
公表場所	越谷市役所エントランス棟2階 行政資料コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9144
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「越谷市意見公募手続に関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施する。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・行政資料コーナー等にて周知・公表を行う。 【意見の提出】行政資料コーナー、各地区センターに設置するご意見箱。または電子申請、郵送、ファックス、メールにて意見書を提出。
②実施日・期間	令和6年10月1日から10月31日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月17日
②方法	越谷市情報公開・個人情報保護審議会による点検
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 なお、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応するよう意見が付された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 市民税務部市民税課 ②所属長 関根 和美	①部署 行財政部市民税課 ②所属長 高橋 和彦	事後	①平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更 ②人事異動による所属長の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税務部市民税課	行財政部市民税課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ①法令上の根拠	(仮称)越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	条例が施行されたことに伴い(仮称)を削除
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	越谷市市民税務部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9144	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9144	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	別紙(2)移転先No.8	市民税務部収納課	行財政部収納課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	別紙(2)移転先No.9	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	別紙(2)移転先No.12	市民税務部市民税課	市民協働部市民課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成28年4月1日	別紙(2)移転先No.20	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる部署名の変更
平成29年6月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成29年6月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(別表第二における情報提供) 38、85-2	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成29年6月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	27の項	・第一覧(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成29年6月28日	別紙(1)提供先No20	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの学校保健	学校保健安全法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ※以降の提供先No.が1つづつれます	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成29年6月28日	別紙(1)提供先No40	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ※以降の提供先No.が1つづつれます	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成29年6月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	117120	(別表第二における情報提供) 119	事後	主務省令の改正等による形式的な変更
平成30年6月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	②所属長 高橋 和彦	②所属長 木村 和明	事後	②人事異動による所属長の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	正規の名称に変更
平成30年6月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	システム8 課税支援システム	事後	H30.1～導入につき新規
平成30年6月1日	(別添1)事務の内容 申告データ入手～課税処理まで	なし	課税支援システムとそれに関わるものとの特定個人情報の流れ	事後	H30.1～導入につき新規
令和1年6月26日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 木村 和明	②市民税課長	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載事項を追加	・住民登録外課税通知:提出があった際に随時で入手 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知:前年中の寄附金について1月中に送付される通知(データ)を随時で入手	事後	形式的な変更
令和3年2月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	文言整理
令和3年2月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	文言整理
令和3年2月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ・既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	1. 本人確認情報の更新 ・既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に住基ネットの市町村コミュニケーションサーバー(以下「住基ネット-CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	事後	文言整理
令和3年2月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年2月4日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	各課税資料について本人の特定が迅速に行え個人毎に名寄せができるため 課税(非課税)証明書等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた課税(非課税)証明書等の添付書類の省略が図られ、もって住民の負担軽減を図ることができる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することができる。	・本人の特定及び各課税資料の名寄せを迅速に行うことができる。 ・賦課情報ファイルを利用することにより、これまで各種手続きにおいて求められていた課税(非課税)証明書等の添付の省略が図られ、住民の負担軽減を図ることができる。 ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化を図ることができる。	事後	文言整理
令和3年2月4日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 119	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 117、120	事後	主務省令の改正等に伴う形式的な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	保守運用業務の範囲は、ハードウェア、ソフトウェア、運用業務としての電算処理にわたり、システム上保有する全てのファイルを取扱うため	業務範囲がハードウェア及びソフトウェアの保守、運用業務としての電算処理にわたり、システムによりファイル中全ての情報を処理し保有することから専門的技術を有する事業者に委託している。	事後	文言整理
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	課税支援システム保守運用業務委託	事後	現行の仕様に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	なし	国税連携システム及び審査システム(eLTAX)サービス提供業務委託	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (8) 再委託の許諾方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めていく。	再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めていく。	事後	文言整理
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	第9条第2項に基づく越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1及び別表第2(別紙(2)を参照)	事後	文言整理
令和3年2月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	なし	課税副本テーブル 1~51	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和3年2月4日	別紙(1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	提供先No.1~No.58	提供先No.1~No.60	事後	主務省令の改正等に伴う形式的な変更
令和3年2月4日	別紙(2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先No.1~No.28	移転先No.1~30	事後	移転先の追加
令和3年2月4日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1で定める事務	なし	移転先No.1~7	事後	移転先の追加
令和3年2月4日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務	なし	移転先No.1~10	事後	移転先の追加
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	(申告、報告、調査等紙による入手分) ○本人又は本人の代理人 ○他自治体、他機関 ・電子データで提出される課税資料は、府内連携システムを経由して入手し詐取・奪取を防止している。 ・紙及び電子媒体により提出される課税資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫にて保管し漏えい・紛失を防止している。	(申告、報告、調査等紙及び電子媒体による入手分) ○本人又は本人の代理人 ○他自治体、他機関 ・電子データで提出される課税資料は、府内連携システムを経由して入手し詐取・奪取を防止している。 ・紙及び電子媒体により提出される課税資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫にて保管し漏えい・紛失を防止している。 ・課税資料を郵便等により受け付けた場合は、散逸防止可能な容器等に現物を入れて作業場所まで運搬する。また、課税資料の收受、データ化、保存等の作業工程において、その数量、処理件数等を帳簿に記録するとともに、各工程における作業と点検の職務を分離して二重チェックを行い漏えい・紛失を防止している。	事後	運用見直しに伴う記載事項の追加
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	(eLTAXからの入手分) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。	(eLTAXからの入手分) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを送付している。	事後	文言整理
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めていく。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があつたときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	事後	文言整理
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があつたときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報消去のルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分をすることを義務付けている。 ・越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	・越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分をすることを義務付けている。 ・越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	事後	文言整理
令和3年2月4日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〈越谷市における措置〉 ・特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施している。 〈審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置〉 ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)についても、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	〈越谷市における措置〉 ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 〈審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置〉 ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	文言整理
令和3年2月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分等を義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	文言整理
令和3年2月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた場合に限り、再委託を認めており、この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	事後	文言整理
令和3年2月4日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	〈越谷市における措置〉 ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。	〈越谷市における措置〉 ①毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 ②毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。	事後	文言整理
令和3年2月4日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	〈越谷市における措置〉 ・毎年、特定個人情報を取り扱う事業課の中から複数課を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施している。 〈審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置〉 ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	〈越谷市における措置〉 ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 〈審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置〉 ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	文言整理
令和3年2月4日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和3年2月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等 手数料、納付方法:	なし	手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を現金にて納付する。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和3年2月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	課税台帳ファイル	個人市・県民税の賦課事務(普通徴収事務)、個人市・県民税の賦課事務(特別徴収事務)	事後	文言整理
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、28)	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙(1)を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙(1)を参照)	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	別紙(1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	別紙(1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	別紙(1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.2	福祉部福祉推進課	福祉部福祉総務課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.3	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.4	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.9	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.13	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.15	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.16	福祉部地域包括ケア推進課	地域共生部地域包括ケア課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.17	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.18	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.20	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.21	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.22	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.25	福祉部地域包括ケア推進課	地域共生部地域包括ケア課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.26	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.27	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.29	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.30	子ども家庭部子ども育成課	子ども家庭部保育入所課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第一に定める事務 移転先No.1	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1で定める事務 移転先No.6	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1で定める事務 移転先No.7	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.1	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.2	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.3	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.4	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.9	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2)越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第2で定める事務 移転先No.10	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和3年11月29日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	本庁舎2階 情報公開センター	第二庁舎2階 情報公開センター	事後	情報公開センター執務室の移動に伴う変更
令和7年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	個人住民税は、住民サービスの原資として地方公共団体の予算の柱をなすものであり、地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、越谷市税条例等に基づき課税資料の収取及び調査を行い賦課をする。(別添1を参照)	個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。) は、住民サービスの原資として地方公共団体の予算の柱をなすものであり、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又はその他地方税に関する法律(以下「番号法」という。)、越谷市税条例等に基づき課税資料の収取及び調査を行い賦課をする。(別添1を参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別添1	別添1 ※ガバメントクラウドに関する内容を追加	事前	標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税」に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、34、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、167、168、169、170、171、172、173) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税」に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、3.特定個人情報の入手・使用、⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法別表第二の27の項に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については・番号法第9条第1項別表24の項に示されている。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1～3:⑧再委託の許諾方法	再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めていた。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、提供・移転の有無	[○]提供を行っている (66)件 [○]移転をおこなっている(47)件	[○]提供を行っている (72)件 [○]移転をおこなっている(53)件	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、提供先4	別紙(1)に掲げる提供先(24～27ページ、別紙(1)を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、提供先4、①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙(1)を参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、提供先4、②提供先における用途	別紙(1)に掲げる事務(別紙(1)を参照)	別紙(1)に掲げる事務を参照	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、移転先1	別紙(2)に掲げる移転先(28~31ページ、別紙(2)を参照)	番号法第9条第1項別表、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事後	文言整理
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙(2)を参照) 越谷市行政手続における番号法に基づく番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1及び別表第2(別紙(2)を参照)	番号法第9条第1項別表、第2項(別紙2を参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)、②移転先1、②移転先における用途	別紙(2)に掲げる事務(別紙(2)を参照)	番号法第9条第1項別表、越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、6特定個人情報の保管・消去、①保管場所	<越谷市における措置> ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程にしたがって施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 ④電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<越谷市における措置> 変更なし <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はIMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要、6特定個人情報の保管・消去、③消去方法	<越谷市における措置> ①サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 ③電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破棄している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②デスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<越谷市における措置> 変更なし <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(eLTAXからの入手分) ○本人又は本人の代理人 ・番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。	(eLTAXからの入手分) ○本人又は本人の代理人 ・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 特定個人情報の提供ルール	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 特定個人情報の消去ルール	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託、 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止しているが、	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19号第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び第19号第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<越谷市における処置> ①サーバーを強固なデータセンターに設置している。 ②データセンター及び庁内サーバー室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ③庁内サーバー室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<越谷市における処置> 変更なし <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウド処置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ①賦課情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	<越谷市における処置> ①コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーチャルファイルを定期的に更新している。 ②システムを利用できる職員を限定している。 ③ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。 ④アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う	<越谷市における処置>①～④変更なし ⑤マイナンバーを利用するネットワークに、不正に接続する端末を遮断する装置を導入している。 ⑥資産管理ソフトにより、不正な外部記録媒体を利用できないよう制限している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等とされている。(②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」令和4年10月デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパーソン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地點からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報は消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	・各府内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。 ・紙や電子媒体は、特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。	・各府内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。 ・紙や電子媒体は、特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事後	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<越谷市における措置> ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)についても、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<越谷市における措置> 変更なし <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査期間による監査を行うこととしている。	事前	標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 変更なし <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合には、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑惑が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月26日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	第二庁舎2階 情報公開センター	越谷市役所エントランス棟2階 行政資料コーナー	事後	閲覧場所の移動に伴う変更
令和7年12月26日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	「越谷市意見公募手続きに関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施する。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・情報公開センター等にて周知・公表を行う。 【意見の提出】郵便、FAX、電子メール又は所管課窓口・情報公開センター等にて意見(書)を提出する。	「越谷市意見公募手続きに関する要綱」に基づき、パブリックコメントによる意見公募を実施する。 【周知・公表】広報紙、越谷市ホームページ、所管課窓口・行政資料コーナー等にて周知・公表を行う。 【意見の提出】行政資料コーナー、各地区センターに設置するご意見箱。または電子申請、郵送、ファックス、メールにて意見書を提出。	事後	特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年9月1日から9月30日までの30日間	令和6年10月1日から10月31日までの31日間	事後	特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施
令和7年12月26日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年11月27日	令和6年12月17日	事後	特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1、⑨再委託事項	課税資料のデータバンチ	課税資料のデータバンチ、個人住民税システム保守運用業務委託	事前	標準化に伴う変更
令和7年12月26日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	賦課情報ファイル	個人市民税・県民税の賦課事務	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	賦課情報ファイル	個人市民税・県民税の賦課事務	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理制度が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC2017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行なう。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 39 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む) 106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の一部規制に伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 57 市町村長 155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の一部規制に伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ⑤中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクストーデータを出力する機能を有している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクストーデータを出力する機能を有している。	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける指直し> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理制度が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける指直し> ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、34、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、167、168、169、170、171、172、173)	<第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、167、168、169、170、171、172、173)	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 ○申告データ入手～課税処理まで	別添1	別添1 ※個人住民税申告の電子化に伴う内容を追加	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 ○課税処理～課税データ提供まで	別添1	別添1 ※個人住民税申告の電子化に伴う内容を追加	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	フラッシュメモリ	その他 来庁時に課内の端末を利用	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 1 厚生労働大臣 1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 2 全国健康保険協会 2	主務省令	第四条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 3 健康保険組合 3	主務省令	第五条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 4 総務大臣又は都道府県知事 4	なし	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 5 厚生労働大臣 5	主務省令	第七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 6 全国健康保険協会 7	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 7 都道府県知事 11	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 8 都道府県知事 13	主務省令	第十五条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 9 市町村長 15	主務省令	第十七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 10 都道府県知事又は市町 村長 20	主務省令	第二十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 11 市町村長 28	主務省令	第三十条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 12 市町村長 37	主務省令	第三十九条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 13 都道府県知事 39	主務省令	第四十一条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 14 都道府県知事等 42	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は微収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 15 市町村長 48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林安協議与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林安協議与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 16 都道府県知事 49	主務省令	第五十一条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 17 都道府県知事 53	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 18 法務大臣 55の2	なし	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定める者	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 19 日本私立学校振興・共済 事業団 57	主務省令	第五十九条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 20 厚生労働大臣又は共済 組合等 58	主務省令	第六十条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 21 文部科学大臣又は都道 府県教育委員会 59	主務省令	第六十一条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 22 都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会 63	主務省令	第六十五条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 23 国家公務員共済組合 6	主務省令	第六十七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 24 国家公務員共済組合連 合会 66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 25. 市町村長又は国民健康保険組合 69	主務省令	第七十一条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 26. 厚生労働大臣 73	主務省令	第七十五条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 27. 市町村長 75	主務省令	第七十七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 28. 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 29. 都道府県知事等 81	主務省令	第八十三条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 30. 都道府県知事等 83	主務省令	第八十五条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 31. 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 32. 市町村長 86	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 33. 市町村長 87	主務省令	第八十九条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 34. 都道府県知事 88	主務省令	第九十条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 35. 都道府県知事又は市町村長 89	主務省令	第九十一条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 36. 都道府県知事等 90	主務省令	第九十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 37. 厚生労働大臣又は都道府県知事 91	主務省令	第九十三条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 38. 都道府県知事等 92	主務省令	第九十四条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 39. 市町村長 96	主務省令	第九十八条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 40. 厚生労働大臣又は都道府県知事 98	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 41. 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) 106	主務省令	第一百八条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 42. 厚生労働大臣 118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	なし	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 43. 厚生労働大臣 112	なし	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 44 後期高齢者医療広域連合 115	主務省令	第一百十七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 45 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 12	主務省令	第二百二十六条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 46 都道府県知事等 125	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 47 厚生労働大臣 129	主務省令	第二百三十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 48 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二条附則第四十八条第一項に規定する指定基金 130	主務省令	第二百三十三条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 49 市町村長 132	主務省令	第二百三十四条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 50 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第二百三十九条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 51 厚生労働大臣 138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第二百四十条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 52 独立行政法人農業者年金基金 140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他の徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金法が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第二百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第二百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金法が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第二百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第二百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第二百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第二百四十二条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 53 独立行政法人日本学生支援機構 141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第二百四十三条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 54 厚生労働大臣 142	主務省令	第二百四十四条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 55 都道府県知事又は市町村長 144	主務省令	第二百四十六条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 56 総務大臣 147	主務省令	第二百四十九条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 57 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第二百五十三条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 58 厚生労働大臣 152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の 支援に関する法律による職業訓練受講給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の 支援に関する法律(平成二十三年法律第四十 七号)による職業訓練受講給付金の支給に関 する事務であって第百五十四条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 59 市町村長 155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六 十五号)による妊婦のための支援給付、子ども のための教育・保育給付若しくは子育てのため の施設等利用給付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援 給付、子どものための教育・保育給付若しくは 子育てのための施設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって第百五十七条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 60 厚生労働大臣 156	主務省令	第一百五十八条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 61 都道府県知事 158	主務省令	第一百六十条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 62 公的給付の支給等の迅 速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する 法律第十条に規定する特定 公的給付の支給を実施する 行政機関の長等(行政機関の 長、地方公共団体の機関、独 立行政法人等、地方独立行政 法人(地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八 号)第二条第一項に規定する 地方独立行政法人をいう。)) 160	主務省令	第一百六十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 63 都道府県知事等 161	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措 置について」(昭和二十九年五月八日付け社発 第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下 「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」とい う。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者 をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者 に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 (以下この欄において「生活保護関係事務」とい う。)の取扱に準じた生活保護関係事務に關す る事務であって主務省令で定めるもの	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づ く外国人であって生活に困窮する者に係る保護 の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この 欄において「生活保護関係事務」という。)の取 扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務 であって第百六十三条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 64 地域優良賃貸住宅制度 要綱(平成十九年三月二十八 日付け国住備第百六十号國 土交通省住宅局長通知)第二 条第九号に規定する地域優 良賃住宅(公共供給型)又 は同条第十六号に規定する 公営型地域優良賃貸住宅(公 共供給型)の供給を行う都道 府県知事又は市町村長 16 3	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良住 宅の管理に関する事務であって主務省令で定 めるもの	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃 貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五 条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 65 都道府県知事 164	主務省令	第一百六十六条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 66 都道府県知事 165	主務省令	第一百六十七条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 67 都道府県知事 166	主務省令	第一百六十八条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 68 文部科学大臣 167	主務省令	第一百六十九条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 69 都道府県知事又は都道 府県教育委員会 168	主務省令	第一百七十条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 70 都道府県知事又は都道 府県教育委員会 169	主務省令	第一百七十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定める 事務 71 都道府県知事又は都道 府県教育委員会 170	主務省令	第百七十二条	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 72 文部科学大臣 171	主務省令	第一百七十三条	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 73 都道府県知事又は都道府県教育委員会 172	主務省令	第一百七十四条	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 74 都道府県知事 173	特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.1	都市整備部建築住宅課 6 1万人未満 災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	なし	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.3 移転先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.3 移転先	なし	子ども家庭部 こども家庭センター	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.3 法令上の根拠(項番)	なし	8	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.3 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更	
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.3 移転先における用途	なし	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.4 移転先	なし	福祉部 障害福祉課	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.4 法令上の根拠(項番)	なし	9	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.4 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.4 移転先における用途	なし	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.5 法令上の根拠(項番)	8	9	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.5 移転先における用途	児童福祉法(昭和二十三年法律第百六十四号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.6 移転先	なし	子ども家庭部 保育入所課	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.6 法令上の根拠(項番)	なし	9	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.6 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.6 移転先における用途	なし	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.7 移転先	なし	子ども家庭部 こども家庭センター	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.7 法令上の根拠(項番)	なし	9	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.7 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.7 移転先における用途	なし	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.9 移転先における用途	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.10 移転先	なし	子ども家庭部 子ども福祉課	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.10 法令上の根拠(項番)	なし	20	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.10 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.10 移転先における用途	なし	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.11 移転先における用途	なし	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.13 移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.28 移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.29 移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.28 移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はどこも家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.29 移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はどこも家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.30 移転先	なし	総務部 人事課	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.30 法令上の根拠(1項番)	なし	81	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.30 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.30 移転先における用途	なし	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.31 移転先における用途	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.32 移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.38 移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.38 移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.40 移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.42 移転先	なし	子ども家庭部 青少年課	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.42 法令上の根拠(1項番)	なし	127	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.42 移転する情報の対象となる本人の数	なし	1万人以上10万人未満	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表に定める事務 移転先No.42 移転先における用途	なし	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しに伴う記載事項の変更
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	システム9 ①システムの名称 個人住民税申告ポータル ②システムの機能 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 ③他のシステムとの接続 ○その他 (マイナポータル申請管理)	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	なし	システム10 ①システムの名称 マイナポータル申請管理 ②システムの機能【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追加	その他(マイナポータル申請管理)	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに消去する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置	追加	(マイナポータル申請管理からのデータによる入手分) ・web上等で個人番号の提出が必要な者の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	追加	(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらしながら操作をしていくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加	(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加	(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追加	(個人住民税申告ポータルからのデータによる入手分) ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	追加	・ユーザID管理者がマイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する所属の申請を受け、ユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	追加	・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、速やかに担当者がパスワードを変更する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	追加	・マイナポータル申請管理のアクセス権限については、定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、速やかに担当者がパスワードを変更する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理などの物理的対策を講じている。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報に訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう徹底する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加
令和7年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	個人住民税申告電子化に伴う記載事項の追加